平成18年3月1日農林水産省告示第217号の一部を改正する件 新旧対照表

○農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間(平成18年3月1日農林水産省告示第217号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後		改	正	前
農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の 認を行う期間 農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分 (略) 手延べ干しめん、地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料、 有機畜産物、生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表 農産物、生産情報公表養殖魚、定温管理流通加工食品、日持ち生産 管理切り花、有機料理を提供する飲食店等の管理方法、人工種苗生 産技術による水産養殖産品	方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間 (略)	認を行う期間 農林物資の種類又は農林物資の 即席めん、乾めん類、マカロニ類、植 ターソース類、風味調味料、ドレッシ 、にんじんジュース及びにんじんミッ マーガリン類、ショートニング、精製 食用植物油脂、ぶどう糖、異性化液糖	取扱い等の方法の 物性たんの かがたんの かが、かが、から、 かが、から、 かが、から、 から、 から、 から、 から、 から、 から、 から、 から、 から、	うゆ、ウス おおむね一年とする。ただし 、農林物資の性質、日本農林 燥スープ、 規格に適合しない農林物資が 生じる確率及びその影響の大 きさその他の事情があると認 農産物瓶詰 始られる場合は、この限りで ない。 かい。 知